

## 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

日 時	平成26年2月12日(水) 午後3時から午後3時40分まで			
場 所	豊山町役場4階 委員会室			
出席者		氏 名	氏 名	氏 名
	委 員	安 藤 茂 市	伊 神 憲 司	梅 村 文 雄
		岡 島 敬 司	奥 村 俊 夫	鍵 谷 友 宏
		河 村 君 枝	小 坂 芳 則	白 倉 栄 子
	事務局	細 野 清		
		鈴木 幸育(町長)	近藤 鎮彦(総務部長)	小川 徹也(総務課長)
	牛田 彰和(総務・防災係長)	林 真吾(総務・防災係 主査)		
欠 席 者	なし			
発 言 者	議 事			
総務課長	<p>皆さんお揃いのおようですので、ただ今から、豊山町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、公私とも大変お忙しいなか、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日、司会を務めさせていただきます、豊山町で総務課長をしております小川徹也と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、第1回目の会合となりますので、ただ今から、委員の皆様方に、辞令を交付させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>辞令の交付につきましては、自席において交付させていただきます。順次、お受け取りいただきますようお願いいたします。</p>			
	(辞令伝達)			
総務課長	<p>ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員の名簿順にご紹介させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>安藤委員でございます。(以下、名簿順に紹介。【伊神委員、梅村委員、岡島委員、奥村委員、鍵谷委員、河村委員、小坂委員、白倉委員、細野委員】) 続きまして、町側の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。(近藤総務部長、牛田総務・防災係長、林主査) 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ここで町長からごあいさつ申し上げます。</p>			
町 長	<p>一段と寒い時期でございまして、立春も過ぎ、今日は国府宮のはだか祭がございまして、これからは、次第に暖かくなると思っておりますが、皆様方におかれましては、お体にはご自愛の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>平素は、町行政につきましてご支援、ご協力を賜り、高い席からではございますが、厚く御礼申し上げます。</p>			

町長	<p>本日は、特別職報酬等審議会を開催しましたところ、ご多忙にも関わらずご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いしましたところ、快く受けていただきまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、本町における特別職の報酬等の金額につきましては、本審議会の答申を踏まえ、平成24年4月から現在の額を適用しております。</p> <p>本日の諮問につきましては、平成25年度の人事院勧告に係る給与改定率、近隣市町の改定状況等、本町における過去の改定状況を踏まえまして、現行と同額とする内容としております。</p> <p>本諮問につきまして、委員の皆様から、忌憚のないご意見を頂戴した上で、最終的な答申をいただきたいと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>それでは審議に入ります前に、資料の確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>まず、本日自席に配布させていただきました審議会の次第が1枚、委員の皆様方の名簿が1枚、本審議会条例が1枚、事前に配布しております資料の差替え分としましてA4版の資料を1枚、それから事前にお配りしております資料1から4をまとめたものが1部となっておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>落丁等、万一不足しているものがありましたら、その場でお申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、担当の方から、審議会条例の概要等につきまして説明をさせていただきます。</p>
担当	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明させていただきます。</p> <p>それでは、お配りしております豊山町特別職報酬等審議会条例をご覧ください。</p> <p>まず、第1条の内容につきましては、議員報酬を始め、町長、副町長の給料を審議するため、本審議会を置くものでございます。</p> <p>第2条につきましては、その内容として議員の報酬並びに町長、副町長の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条では、委員の構成は10名以内とし、また町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議会が終了しましたら解任、ということになります。</p> <p>第4条以下につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

担 当	<p>なお、本日の会議の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、本日の会議につきましては、守秘義務がございますので、他言はご遠慮くださいますよう、よろしく願いいたします。</p>
総務課長	<p>次に、議題に入ります。</p> <p>ただ今ご説明しましたように、豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。</p> <p>ただ今の出席委員数は10名中10名でございますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。</p> <p>会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員より推薦をお願いしたいと思います。</p>
A 委 員	<p>Aでございます。</p> <p>深いご見識をお持ちで、ご経験豊かな、B委員を推薦したいと思います。</p>
総務課長	<p>ただ今、B委員のご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
総務課長	<p>「異議なし」との声をいただきましたので、B委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>B委員につきましては、会長席に移動をお願いします。</p> <p>(B委員が会長席に着席)</p> <p>それでは、誠に恐縮でございますが、会長の方からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>今、特別職報酬等審議会の会長のご推薦をいただきました。</p> <p>なにぶん不慣れではございますが、委員の皆様のご協力によりまして、会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力いただきますことをお願いして、挨拶に代えさせていただきます。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、町長から会長に特別職の報酬等の額の改定につきまして、諮問書をお渡しいたします。</p>
	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡す。)</p> <p>同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配布する。)</p>
総務課長	<p>ここで、諮問案につきまして、担当から説明をさせていただきます。</p>
担 当	<p>それでは、ただいまお配りしました諮問案についてご説明いたします。</p> <p>今回の諮問案につきましては、次の3点に基づき決定いたしました。</p>

担 当	<p>まず1点目ですが、人事院勧告に伴う給与改定率でございます。</p> <p>平成25年度における人事院勧告の給与改定率は0.0パーセントでございました。</p> <p>詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目につきましては、近隣自治体における額の改定状況でございます。北名古屋市をはじめ、7市町に対して、額の改定状況を確認しました結果、いずれも改定を行わないとのことでした。</p> <p>3点目につきましては、過去の改定状況でございます。</p> <p>2年前の審議会では、町長、副町長、議長、副議長、議員の報酬等について、額の改定を行う内容の答申をいただきました。</p> <p>この答申に基づき、平成24年4月1日から額の改定を行っております。昨年度の審議会では、諮問どおり、据え置きという答申をいただきました。</p> <p>以上3点を踏まえ、今年度の諮問案につきましては、現行と同額といたします。</p> <p>なお、町長につきましては、町長の給料の特例に関する条例に基づき、給料月額を10%減額しております。</p> <p>以上でございます。</p>
総務課長	<p>ここで、町長は一時退席をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(町長退席)</p> <p>それでは、報酬について審議をお願いいたします。</p> <p>議事の取り回しにつきましては、会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、会を進行させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、町長から諮問をお預かりし、事務局から説明をいただきました。</p> <p>この審議会で諮問の内容について、意見を求められておりますので、委員の皆様から積極的なご意見をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>なお、諮問内容以外の、資料1から4までの概要につきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
担 当	<p>それでは資料1から資料4までの説明をいたします。</p> <p>まず、本日お配りしました差し替えの方の資料1をご覧ください。</p> <p>事前にお配りしました資料につきましては、過去3年間の給与改定率をお示ししておりますが、平成23年度分の改定率につきましては、既に平成24年4月1日の改正にて反映しておりますので、誤解を招かないよう、資料を差替えるものでございます。</p> <p>ご了承願います。</p> <p>では、順次、資料の説明をしていきたいと思っております。</p>

担 当	<p>資料1は、平成25年度における一般職の給与改定率に関する資料です。本年度の人事院勧告における給与改定率は0.0パーセントでした。</p> <p>この改定率は、民間給与と国家公務員全体との格差に基づく改定率ではなく、国家公務員のうち、一般職の職員と民間給与との格差に基づく改定率です。ご注意願います。</p> <p>なお、過去の改定実績につきましては、平成23年度の報酬審議会におきまして、金額を減額する答申をいただきました。</p> <p>資料の一番左にあります金額が平成24年4月1日から適用している金額でございます。改定後の金額につきましては、町長が829,000円、副町長が685,000円、議長が377,000円、副議長が302,000円、議員が282,000円となっております。</p> <p>なお、先ほど申し上げましたとおり、町長の給料につきましては、町長の3期目の任期開始日であります平成25年8月6日から、給料の特例に関する条例に基づき、給料を10%減額しております。</p> <p>以上で、資料1の説明を終わります。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。</p> <p>資料2につきましては、平成3年10月1日適用からの特別職、議員の改定額の一覧表となっております。</p> <p>直近の改定実績は、平成24年4月1日となっております。</p> <p>改定率につきましては、直近の改定額と比較した率となっております。</p> <p>続きまして、資料3をご覧ください。</p> <p>尾張管内には、豊山町を始めとして、扶桑町まで4町ございます。</p> <p>4町の平成25年4月1日現在における特別職、議員の給料月額、報酬月額、議員定数、人口、行政面積の一覧です。</p> <p>比較の結果、町長の給料月額は、最大900,000円から最小829,000円となっており、71,000円の差がございます。</p> <p>豊山町が、最小の829,000円となっております。</p> <p>なお、副町長では31,000円、議長では37,000円、副議長では32,000円、議員では24,000円の差がございます。</p> <p>最後になりますが、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4は、特別職、議員の年収額の一覧となっております。</p> <p>今年度の人事院勧告において、期末手当の期間率は一般職、特別職とも据え置きとなりました。</p> <p>この結果を受け、本町におきましても一般職、特別職ともに期末手当の期間率を据え置いております。</p> <p>なお、下にあります町長の括弧内の金額につきましては、給料の特例に関する条例に基づき、10%減額した金額となっております。</p> <p>以上で、資料1から4の説明を終わります。</p>
-----	--

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の方から資料について説明がありました。</p> <p>資料の内容につきまして、委員の皆さんの方からご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
C 委 員	<p>資料4につきまして、期末手当の支給月数2.95月というのは、年度によって変わるものでしょうか。</p>
担 当	<p>期末手当の支給率につきましては、給料月額の見直しとともに、期末手当の支給率を見直す年度もごございます。</p> <p>人事院勧告に基づき、国が期末手当の支給月数を変更すれば、市町村においても、支給月額を見直すこととなります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>D委員、いかがでしょうか。</p>
D 委 員	<p>特にございません。</p>
会 長	<p>E委員、いかがでしょうか。</p>
E 委 員	<p>特にございません。</p>
会 長	<p>その他、何かございますでしょうか。</p> <p>特にご意見等がなければ、諮問にありましたように、前年度と同額という事でしたので、その内容で本審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>それでは、答申の内容について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ということで、早速、答申書を作成させていただきます。</p> <p>答申書の作成を事務局の方で行いますので、5分ほど休憩にしたいと思います。しばらくお待ちください。</p>
	<p>(事務局 答申書の作成)</p>
	<p>(町長再出席)</p>
総務課長	<p>それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対して、豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡しします。</p>
	<p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡す。事務局から各委員に写しを配布する。)</p>
会 長	<p>それでは、議題の中の「その他」に入りたいと思います。</p> <p>事務局、何かございますか。</p>
総務課長	<p>特にございません。</p>
会 長	<p>委員の皆様、何かございますでしょうか。</p>
	<p>(特になし)</p>
会 長	<p>皆様のご協力により、スムーズに答申をお渡しすることができました。</p>

会 長	<p>これで、当審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を降りさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>大変長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。</p> <p>ここで、町長からお礼の挨拶を申し上げます。</p>
町 長	<p>長時間にわたりまして、特別職報酬等の額の改定に関してご審議を賜りました。大変厚く御礼申し上げます。</p> <p>ただ今、会長の方から諮問どおり、現行どおりという内容の答申をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>今後とも、豊山町のために、我々も一生懸命頑張っていく所存でございますので、ご指導の程よろしくお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>それでは、これで解散とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>